

平成30年 3月22日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会
委員長 北崎 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第13号議案 宗像市郷土文化学習交流館条例及び宗像市大島交流館条例の一部を改正する条例について

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産に登録されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

世界遺産登録に伴い、それぞれの施設の事業についての条文の一部を世界遺産の正式名称を入れたものに変更する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第14号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料の額及び段階設定を見直すととともに、介護保険法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第7期（30年度から32年度まで）の介護保険料基準月額を5,400円とする。また、国が定める介護保険料の標準段階の所得区分の変更に合わせて、宗像市の所得段階の区分も変更する。
- 2 介護保険法等の改正に伴い、刑事施設等に拘禁され保険給付の制限を受けた場合には、保険料を減免することができるという項目を条例に追加し、申請期限も変更する。また、市が被保険者等に関する調査を行う際の対象者の範囲が拡大されることに伴い、過料を科す対象者の範囲を拡大する。

【意見】

(賛成意見)

- ・社会全体で高齢者を支えるという、介護保険制度の基本理念は大切なことである。高齢者が自立した生活を営めるよう、行政の支援や地域の力を結集してほしい。また、介護予防や要介護状態の軽減に向けた今後の保険者の取り組みを期待したい。

(反対意見)

- ・定年後も働き続けなければならない現状で、国の制度として介護保険や総合事業の受け皿を地域に求めても、現実には厳しい。また、低所得者もいる中、介護保険料の値上げに踏み切った点は問題だと指摘する。市独自の減免制度を含め、保険料の軽減制度を検討すべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 15 号議案 宗像市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について

第 16 号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

この2議案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に係る基準を定めるため条例を制定するものと、居宅介護支援事業所の指定及び指定更新について手数料を設定するため、手数料条例の一部を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 これまでは県が指定居宅介護支援事業者の指定基準を定めていたが、法改正に伴い、今後は市町村が基準を定める必要が生じたため、条例を制定するもの。基本的には国の基準に沿うものである。
- 2 宗像市独自の部分は、市の条例に必要な応じて定めている暴力団関係者の排除に関する条項を定めている点と、記録の保存年限を国が2年間としていることに対し、宗像市では5年間としている点である。
- 3 手数料の額は福岡県の指定時と同額である。

[第 15 号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第 16 号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 17 号議案 宗像市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険制度の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

現行では葬祭費を 4 万円支給しているが、県内の多くの市町村や福岡県後期高齢者医療広域連合は支給額を 3 万円としている。30 年度からの国民健康保険制度改正に伴い、事務の標準化の観点から葬祭費の支給額を 3 万円とする。

【意見】

(賛成意見)

- ・他の自治体や県の広域連合と合わせていくことで事務の効率化を図ることも重要である。

(反対意見)

- ・県内で金額を統一する義務はないので、引き続き支給額を 4 万円とすべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 18 号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成 30 年度宗像市国民健康保険事業について、国民健康保険制度の改正に合わせて、適正かつ安定的な財政運営を確保するために、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 30 年度から国民健康保険制度改正により、県が財政運営の責任主体となる。市町村は県から示される国民健康保険事業費納付金の納付に充てるため、国保税を設定、課税し収入を確保する。また、新しく保険者努力支援制度が創設される。保健事業や健診の受診率向上などの保険者努力に対し、支援という形で納付金から差し引かれることになる。
- 2 30 年度の宗像市における国保税率は、現行税率よりも引下げとなる。また、市町村標準保険料率よりも低く設定できている。引下げの大きな要因は、激変緩和措置によるものであるが、暫定措置である。

【意見】

(賛成意見)

- ・国保税の引下げには賛成する。ただ、将来的に国保税の県内一律という検討がなされた場合、宗像市も国保税の急激な値上げが懸念される。被保険者の負担軽減と住民の健康促進に取り組んでほしい。特に子どものいる世帯に対する市独自の減免制度を検討するよう要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 19 号議案 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例について

宗像市国民健康保険給付費支払基金を適正かつ円滑に運用するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 30年度から保険給付費等の必要な費用は、全額県が財源を確保することになり、市が保険給付費等の支払いのために財源を確保する必要がなくなる。そのため、現行の基金として積み立てる額の基準をなくし、積み立てる額を国保特別会計歳入歳出予算に定める額とする。
- 2 基金の処分に関して、同様に保険給付費等の必要な費用は、全額県が財源を確保することになるため、予期せぬ流行性疾患等の発生により保険給付に要する費用の財源が不足する場合を定めた第6条第1項第1号を削除する。また、国保制度改正に伴う国保税の激変緩和のための財源に充てられるよう処分規定を追加する。
- 3 基金を保険給付費に充てる費用とすることがなくなるので、条例の名称を改める。

【意見】

(賛成意見)

- ・この先、国保制度自体の厳しい状況が見えているので、国保税の激変緩和措置のための基金の取崩しという項目を設けることには意義がある。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 20 号議案 宗像市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

高齢者の医療の確保に関する法律が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

国保の住所地特例を受けている被保険者が、75歳到達等により後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合に、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となると法律が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。